

別紙 3

埼玉県要約筆記者派遣事業要綱

(平成29年10月1日施行)

(目的)

第1条 この事業は、聴覚及び音声又は言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）の社会生活におけるコミュニケーションを保障し、聴覚障害者等の社会参加を促進するため、要約筆記者を派遣し、聴覚障害者等の福祉の向上に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、埼玉県（以下「県」という。）とする。
2 県は、事業の運営を民間団体に委託して、これを実施するものとする。

(業務の委嘱)

第3条 知事は、受託者が県と協議の上別に定めるところにより実施する埼玉県要約筆記者試験に合格し、埼玉県要約筆記者名簿に登録された者の中から、適当と認められる者に対して第4条の業務を委嘱するものとする。
2 前項により委嘱する者には、別紙様式1の委嘱状を交付する。

(要約筆記者の業務)

第4条 知事は、県内に居住する聴覚障害者等が、概ね次に掲げる場合において、他に情報保障の手段がなく円滑な意思の疎通を図る上で支障があると認めるときは、予算の範囲内で要約筆記者を派遣する。

(1) 県域で活動する障害者団体が事業を実施する場合

但し、県域の聴覚障害者団体以外については、障害者団体が主催する事業で、県内全域から聴覚障害者の参加が見込まれる対外的な講演会、研修会等とする。

(2) 専門性の高い分野等で、市町村が要約筆記者又は要約筆記奉仕員を派遣できない場合

(3) 知事が特に必要と認める場合

(依頼者の負担)

第5条 前条の要約筆記に要する依頼者の負担は無料とする。

(要約筆記者に対する費用弁償)

第6条 埼玉県要約筆記者試験に合格して要約筆記者として登録された者が、第4条の業務を行った場合には、次の各号に掲げるものの合計額を費用として弁償する。

- (1) 要約筆記に要する時間(準備、打合せ及び休憩に要する時間を含む。)が2時間までの場合・金4,000円、2時間を超え3時間までの場合・金5,500円、3時間を超える場合・金7,000円。
- (2) 要約筆記者の負担した交通費実費
- (3) パソコンによる要約筆記業務を行った要約筆記者が、その業務の際に要約筆記者自らが所有するパソコンを持参して業務を行った場合は、金350円。

また、要約筆記者自らが所有するパソコン及び要約筆記に必要なパソコン周辺機器を同時に持参して業務を行った場合は、金500円。

(届出)

第7条 要約筆記者は、住所又は氏名等に変更を生じたときは、別紙様式2により知事に届け出るものとする。

2 要約筆記者は、心身の故障その他の理由により、要約筆記者を辞退するときは、別紙様式3により知事に届け出るものとする。

(登録の取消及び委嘱の解除)

第8条 知事は、要約筆記者が心身の故障その他の理由により業務の遂行が困難であると認めたととき、又は要約筆記者としての適格性を欠くものと認めたとときは、登録を取り消し、又は委嘱を解除できるものとする。

(要約筆記者証)

第9条 県は、要約筆記者に別紙様式4の要約筆記者証を交付する。

(遵守事項)

第10条 県及び要約筆記者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 県は、要約筆記者の健康管理に配慮しなければならない。
- (2) 要約筆記者は、自らその技術と知識の向上に努めなければならない。

い。

(3) 要約筆記者は、聴覚障害者等の人格を尊重し、その信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。

(4) 要約筆記者は、職務上知り得た情報を依頼者及びその関係者の意に反して第三者に提供してはならない。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、派遣事業の実施について必要な事項は別に定める。

別紙様式 1

委 嘱 状

(氏 名) 様

埼玉県要約筆記者として委嘱します

任期は 年 月 日までとします

年 月 日

埼玉県知事

印

別紙様式 2

埼玉県要約筆記者変更届

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

住 所
氏 名

下記のとおり変更いたしましたので、報告します。

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変更理由		

別紙様式 3

埼玉県要約筆記者辞退届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所
氏 名

下記の理由により、埼玉県要約筆記者を辞退します。

記

辞退理由

別紙様式 4

表

第 号
埼 玉 県 要 約 筆 記 者 証
氏 名
年 月 日発行
埼 玉 県 知 事 印

裏

注 意
1 要約筆記活動の際は、この証を携帯すること。
2 有効期間は 年 月 日までとする。
3 この証を譲与し、又は貸与してはならない。
4 記載事項に変更を生じたとき及び要約筆記者を辞退したときは、返納すること。